

◎新潟県告示第544号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟地域振興局津川地区振興事務所において縦覧に供する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

津川10区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から22号までを順次結んだ線及び標柱22号と1号を結んだ線に囲まれた区域

東蒲原郡阿賀町津川

字弁天町

3210番2	1号
3211番1	2号
3211番4	3号
3211番6	4号
3206番1	5号
3202番3	6号
3202番2	7号
3204番	8号

字寺ノ前

3243番	9号から11号まで
-------	-----------

字玉泉寺上

3937番1	12号
2173番	13号

字弁才天上

3195番	14号
3196番2	15号
3199番	16号
3200番	17号
3134番	18号

字御小屋

3133番	19号
3132番3	20号
3130番1	21号
4084番	22号